

＜特別研究会報告要旨＞

(7月10日)

ブルガリアにおける農業構造の 変貌と EU 加盟

(市場経済研究所) Diana Kopeva
(北海道大学) 山村理人

東欧諸国の農業は、社会主義からの転換以降非常に大きな変貌を経験した。各国の変化の様子は大きく三つの地域で異なると言える。それは社会主義時代あるいはそれ以前の社会の特徴によるもので、一つは、主として中央ヨーロッパに属する旧ハプスブルグ家の被支配国、他の一つは、旧ロシアの支配地、最後の一つがバルカン諸国でオスマントルコが支配していた地域である。

ブルガリアはバルカン諸国に属し、生産協同組合、国営農場が組織されていたが、転換以降は多数の零細な個人経営と少数の協同組合農場(3,587農場、700～1,000ha程度)、商法法人の企業的大規模農場(321農場)が存在している地域である。ここでは中間層が育っておらず、多くの零細農場が自給的農業を展開している状況にある。86%の農場が0.5haまでの面積であり、0.2%の農場で市場向け農産物の生産が行われているに過ぎない。そうした市場向け生産を担っているのは、協同組合会社が98年で3,587社、それらは700～1,000人規模で、また商法による会社が321社ある。

1991年以降、土地改革が行われ、土地は元の所有者への返還が行われ、その作業もほぼ終わったが、土地の集約化を進める法的な整備はまだなされておらず、相続などにより零細土地所有の構造は全く改善されていない状況が続いている。不在地主が70%を占める。これにたいし土地を私的に集約しようという

動きがある。村落の土地所有者が、借地人の合意を得て、土地利用調整により規模の大きな農地を実現する。ある程度は進展しているものの、法的な整備がないままでは十分ではない。

土地市場は未成熟で、土地価格は非常に低廉である。1ha当たり20～600ドイツマルク、普通は50ドイツマルクでしかなく、この水準では地代も低く、市場価格、課税対象価格、収用価格の順に高く2,3倍になるといった状況で、土地貸借の動きは見られない。現在ある土地所有を維持し、自給的な農業が当面安定的な選択になることになる。

農村開発は99年に地域開発法が制定され、全221市のうち74市がプランづくりをしている。EUの考え方では3,000人以下の町で低雇用に悩む条件不利地域を支援の対象としているが、ブルガリアの現状はその他の都市も含めて問題が多い。

このような状況の中でEU加盟によって財政的支援を求める、というのが現在のブルガリアのおかれた状況である。ところが、EUの要求は、市場経済に即した、いわばEU農業モデルに合わせた農業経営の発展であり、農村開発もそうした考え方に沿って支援されるため、有効に支援が活かされる可能性が低い。

若い人々の職業志向は、銀行などの金融機関に限定されている。簡単な手術の料金が5ドイツマルクであるなど、生活を支える技術や技能の評価も社会に体系化され位置づけられておらず、EUへの加盟、それを通しての経済社会の再建の道は険しい。

注) 市場経済研究所はブルガリアに所在する。
(文責・合田素行)